

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成29年8月2日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- 1 相手方 住所 (略)
氏名 (略)
- 2 事故の概要 平成29年6月1日午前7時15分頃、林道大道線を自動車で走行中、落石が発生し、車体を損傷させたもの。
- 3 損害賠償金 金62,259円
内訳 (車両修理費用)